

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

| BWR 基本方針 改定 3 (令和元年 8 月)   | BWR 基本方針 改定 4 (令和 4 年 月)  | 備考  |
|--|---|---|
| <p>3.2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害等※<sup>1</sup>（地震、津波及び竜巻等、並びに想定される人為事象のうち、航空機の墜落（航空路の変更状況））発生時及びその他要求事項（誤操作の防止、安全避難通路、安全施設、全交流動力電源喪失時対策設備、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却材圧力バウンダリ、計測制御系統施設、安全保護回路、中央制御室、監視設備、保安電源設備、緊急時対策所、通信連絡設備（以下、誤操作防止等という。））に係る保安規定の記載について</p> <p>※ 1：その他自然災害等に係る保安規定の記載は、原子炉設置（変更）許可申請書の記載に準じて保安規定に記載する。（以下、本項において同じ）</p> <p><b>3.2.1 概要</b></p> <p><b>発電用</b>原子炉施設において、火災が発生した場合、内部溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合（以下、火山影響等発生時という。）における当該事故等に適切に対処するためには、火災、内部溢水及び火山影響等発生時に對応するために必要な要員の配置、火災、内部溢水及び火山影響等発生時に對応設備を十分に活用するための手順書の整備、活動を行うために必要な要員に対する教育・訓練の実施等運用面での体制をあらかじめ整備するとともに、運転段階の運用においてもそれら体制が維持管理されていかなければならない。</p> <p>また、設計基準対象施設に対する省令改正内容を踏まえた対応についても運用面での体制をあらかじめ整備するとともに、運転段階の運用においてもそれら体制が維持管理されていかなければならない。</p> <p>したがって、火災、内部溢水及び火山影響等発生時並びにその他設計基準対象施設における<b>発電用</b>原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、原子炉設置者が運用を行っていく中において遵守しなければならない事項は原子炉設置者が構築する QMS 文書体系の上位に位置付けられる保安規定に規定する必要がある。</p> <p>また、設計上要求される設計基準対象施設に対する損傷防止について、設備維持・運用で担保する事項に関する事項に規定する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、「実用炉規則」、「設置許可基準規則」、「技術基準規則」、「保安規定審査基準」及び「火災防護審査基準」の規制要求事項を満足するために、保安規定に規定する事項の記載内容及び下部規定に記載すべき内容については、「2.2 保安規定及び下部規定に記載すべき事項の考え方について」及び「2.3 上流文書からの要求事項」に示す考え方方に従う。</p> <p><b>3.2.2 保安規定の記載内容について</b></p> <p>保安規定の本文の具体的な記載としては、<b>発電用</b>原子炉施設の保全のために必要な体制を整備し、その体制を運転段階の運用の中においても維持管理していくためには、保安規定第3条（品質保証計画）に示すとおり、体制の整備に係る計画を策定し、実施し、評価し、継続的に改善していく管理の枠組みを適切に構築しておくことが重要である。</p> <p>よって、火災発生時については、保安規定審査基準の「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて定めることを求められている内容を記載する。内部溢水発生時については、保安規定審査基準の「内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて定めることを求められている内容を記載する。火山影響等発生時については、保安規定審査基準の「火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」にて定めることを求められている内容を記載する。</p> <p>また、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）についてもこれに準じて作成することとする。</p> <p>なお、その他要求事項（誤操作防止等）のうち、現状の保安規定にすでに規定され、從来から適切に運用管理されているものについても、より明確な規定とする（例えば、対象となるマニュアルについて、誤操作防止に関する事項を含むことを明文化）等、個々の対応内容に応じて反映方法を検討する。</p> | <p>3.2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害等※<sup>1</sup>（地震、津波及び竜巻等、並びに想定される人為事象のうち、航空機の墜落（航空路の変更状況））、<b>有毒ガス</b>発生時及びその他要求事項（誤操作の防止、安全避難通路、安全施設、全交流動力電源喪失時対策設備、燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却材圧力バウンダリ、計測制御系統施設、安全保護回路、中央制御室、監視設備、保安電源設備、緊急時対策所、通信連絡設備（以下、誤操作防止等という。））に係る保安規定の記載について</p> <p>※ 1：その他自然災害等に係る保安規定の記載は、原子炉設置（変更）許可申請書の記載に準じて保安規定に記載する。（以下、本項において同じ）</p> <p><b>3.2.1 概要</b></p> <p>原子炉施設において、火災が発生した場合、内部溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合（以下、火山影響等発生時という。）、<b>発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合</b>における当該事故等に適切に対処するためには、火災、内部溢水、火山影響等及び<b>有毒ガス</b>発生時に對応するために必要な要員の配置、火災、内部溢水、火山影響等及び<b>有毒ガス</b>発生時に對応設備を十分に活用するための手順書の整備、活動を行うために必要な要員に対する教育・訓練の実施等運用面での体制をあらかじめ整備するとともに、運転段階の運用においてもそれら体制が維持管理されていかなければならない。</p> <p>また、設計基準対象施設に対する省令改正内容を踏まえた対応についても運用面での体制をあらかじめ整備するとともに、運転段階の運用においてもそれら体制が維持管理されていかなければならない。</p> <p>したがって、火災、内部溢水、火山影響等及び<b>有毒ガス</b>発生時並びにその他設計基準対象施設における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関して、原子炉設置者が運用を行っていく中において遵守しなければならない事項は原子炉設置者が構築する QMS 文書体系の上位に位置付けられる保安規定に規定する必要がある。</p> <p>また、設計上要求される設計基準対象施設に対する損傷防止について、設備維持・運用で担保する事項に関する事項に規定する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、「実用炉規則」、「設置許可基準規則」、「技術基準規則」、「保安規定審査基準」及び「火災防護審査基準」の規制要求事項を満足するために、保安規定に規定する事項の記載内容及び下部規定に記載すべき内容については、「2.2 保安規定及び下部規定に記載すべき事項の考え方について」及び「2.3 上流文書からの要求事項」に示す考え方方に従う。</p> <p><b>3.2.2 保安規定の記載内容について</b></p> <p>保安規定の本文の具体的な記載としては、原子炉施設の保全のために必要な体制を整備し、その体制を運転段階の運用の中においても維持管理していくためには、保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）に示すとおり、体制の整備に係る計画を策定し、実施し、評価し、継続的に改善していく管理の枠組みを適切に構築しておくことが重要である。</p> <p>よって、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び<b>有毒ガス</b>発生時については、保安規定審査基準の「設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置」にて定めることを求められている、許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて措置を講ずるべきものと整理し、内容を記載する。</p> <p>なお、その他要求事項（誤操作防止等）のうち、現状の保安規定にすでに規定され、從来から適切に運用管理されているものについても、より明確な規定とする（例えば、対象となるマニュアルについて、誤操作防止に関する事項を含むことを明文化）等、個々の対応内容に応じて反映方法を検討する。</p> | <p>法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）</p> <p>記載の適正化（冒頭で定義しているため発電用を削除）</p> <p>法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）</p> <p>記載の適正化（冒頭で定義しているため発電用を削除）</p> <p>法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）</p> <p>記載の適正化（冒頭で定義しているため発電用を削除）</p> <p>法令改正の反映（記載の適正化）</p> <p>法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）</p> <p>法令改正の反映（設計想定事象等に係る体制の整備の保安規定反映の考え方を反映）</p> |

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

| BWR 基本方針 改定 3（令和元年 8 月）  | BWR 基本方針 改定 4（令和 4 年 月）  | 備考   |
|--|--|--|
| <p>保安規定の本文を踏まえた添付書類については、前記の各要求内容を踏まえて、原子炉設置(変更)許可申請書に記載している内容のうち、運用で担保すべき内容及びその活動に必要な資機材管理について保安規定に記載する。具体的には 3.2.2.1 から 3.2.2.6 において記載する。</p> <p><b>保安管理体制</b></p> <p>火災・内部溢水・火山影響等発生時の体制の整備(本文)<br/>保安規定審査基準要求内容を踏まえて記載</p> <p>要員の配置 資機材の配備<br/>教育及び訓練 活動(手順書)</p> <p>その他自然災害等発生時の体制の整備(本文)<br/>火災の記載内容に準じて記載</p> <p>要員の配置 資機材の配備<br/>教育及び訓練 活動(手順書)</p> <p><b>添付資料</b> 火災、内部溢水、火山影響等<b>及び</b>その他自然災害等対応にかかる実施基準<br/>火災・内部溢水・火山影響等・その他自然災害発生時については、各災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわるために必要となる運用として、原子炉設置(変更)許可申請書に規定された運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。<br/>なお、その他自然災害発生時においては、設置変更許可申請書において運用すべき事項を規定する地震、津波及び竜巻を添付書類に整備する。</p> <p>その他要求事項の記載内容(本文)<br/>現状の保安規定にすでに規定され、従来から適切に運用管理されているものについても、より明確な規定とする(例えば、対象となるマニュアルについて、誤操作防止に関する事項を含むことを明文化)等、個々の対応内容に応じて反映方法を検討する。</p> | <p>保安規定の本文を踏まえた添付書類については、前記の各要求内容を踏まえて、原子炉設置(変更)許可申請書に記載している内容のうち、運用で担保すべき内容及びその活動に必要な資機材管理について保安規定に記載する。具体的には 3.2.2.1 から 3.2.2.6 において記載する。</p> <p><b>保安管理体制</b></p> <p>火災・内部溢水・火山影響等・<b>有毒ガス</b>発生時の体制の整備(本文)<br/>保安規定審査基準要求内容を踏まえて記載</p> <p>要員の配置 資機材の配備<br/>教育及び訓練 活動(手順書)</p> <p>その他自然災害等発生時の体制の整備(本文)<br/>火災の記載内容に準じて記載</p> <p>要員の配置 資機材の配備<br/>教育及び訓練 活動(手順書)</p> <p><b>添付資料</b> 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害<b>及び有毒ガス</b>対応にかかる実施基準<br/>火災・内部溢水・火山影響等・その他自然災害<b>及び有毒ガス</b>発生時については、各災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわるために必要となる運用として、原子炉設置(変更)許可申請書に規定された運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。<br/>なお、その他自然災害発生時においては、設置変更許可申請書において運用すべき事項を規定する地震、津波及び竜巻等を添付書類に整備する。</p> <p>その他要求事項の記載内容(本文)<br/>現状の保安規定にすでに規定され、従来から適切に運用管理されているものについても、より明確な規定とする(例えば、対象となるマニュアルについて、誤操作防止に関する事項を含むことを明文化)等、個々の対応内容に応じて反映方法を検討する。</p> | <p>法令改正の反映(有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映)</p> <p>法令改正の反映(有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映)</p> <p>記載の適正化(その他自然災害等における積雪運用の記載の適正化)</p> |

(中略)

(中略)

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

| BWR 基本方針 改定 3（令和元年 8 月）   | BWR 基本方針 改定 4（令和 4 年 月）   | 備考   |
|---|---|--|
| <p>3.2.2.4 その他自然災害等（地震、津波及び竜巻等）の対応体制について</p> <p>前項と同様、保安規定の添付書類には、災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる運用として、原子炉設置(変更)許可申請書に規定された地震、津波及び竜巻に係る運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。</p> <p>その他自然災害発時における対応については、例えば車両の退避などの対応手順については保安規定添付 2 に基づき社内規定に定められるが、対応する組織体制については、従前の保安規定に基づく作業管理の一環として実施することを計画しており、新たに定めることを要しない場合がある。</p> <p>なお、地震、津波及び竜巻以外で原子炉設置(変更)許可申請書において考慮している自然現象として、洪水、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、生物学的事象、高潮については、設計により安全機能を損なわないこと又は立地要因により設計上考慮しないことを規定していることから、保安規定の添付書類には規定する内容は無いと考える。</p> <p>以上のその他自然災害に関する保安規定の記載を踏まえて、2 次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> | <p>3.2.2.4 その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）の対応体制について</p> <p>前項と同様、保安規定の添付書類には、災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる運用として、原子炉設置(変更)許可申請書に規定された地震、津波及び竜巻に係る運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。</p> <p>その他自然災害発時における対応については、例えば車両の退避などの対応手順については保安規定添付 2 に基づき社内規定に定められるが、対応する組織体制については、従前の保安規定に基づく作業管理の一環として実施することを計画しており、新たに定めることを要しない場合がある。</p> <p>なお、地震、津波及び竜巻以外で原子炉設置(変更)許可申請書において考慮している自然現象として、洪水、風(台風)、凍結、降水、落雷、地滑り、生物学的事象、高潮等について、設計により安全機能を損なわないこと又は立地要因により設計上考慮しないことを規定している場合には、保安規定の添付書類には規定する内容は無いと考える。ただし、一部の発電所の積雪のように原子炉設置(変更)許可申請書に運用すべき活動計画を規定している場合には、運用すべき活動計画及びその活動に必要となる資機材を管理することを保安規定の添付書類に規定する。</p> <p>以上のその他自然災害に関する保安規定の記載を踏まえて、2 次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> | <p>記載の適正化（後段の文書との記載の整合）</p> <p>記載の適正化（その他自然災害等における積雪運用の記載の適正化）</p> |

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

| BWR 基本方針 改定 3 (令和元年 8 月)   | BWR 基本方針 改定 4 (令和 4 年 月)  | 備考  |
|--|---|---|
| <p><b>3.2.2.5 火災、内部溢水、その他自然災害の教育について</b><br/>           各災害発生時の教育については、原子炉設置(変更)許可申請書において実施することを定めているものについて、保安規定の添付書類に定め、計画する。<br/>           この教育について、これら災害の特徴、基本的な対応の考え方及び手順等、全所員に関わる事項の内容については、教育の対象者を全所員とし保安教育に位置づけて実施する。また、中央制御室への煙侵入阻止のための教育など、運転操作の一貫である個別技能にかかるものについては、個別に教育対象者を定め火災に係る条文の教育と位置づけて実施する場合がある。<br/>           また、この保安規定に基づく教育の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.6 火山影響等発生時の教育について</b><br/>           火山影響等発生時の教育については、原子炉設置(変更)許可申請書において実施することを定めているもの並びに発電用原子炉施設の保全のための活動に係るものについて、保安規定の添付書類に定め、計画する。<br/>           この教育について、災害の特徴、基本的な対応の考え方及び手順等、全所員に関わる事項の内容については、教育の対象者を全所員とし保安教育に位置づけて実施する。また、発電用原子炉施設の保全のための活動に係るものについては、個別に教育対象者を定め火山影響等発生時に係る条文の教育と位置づけて実施する。<br/>           また、この保安規定に基づく教育の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.7 その他要求事項（誤操作防止等）について</b><br/>           その他の要求事項についても、原子炉施設の保安のために必要な対応であることから、災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる運用として、原子炉設置（変更）許可申請書に規定された運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。ただし、従来の保安規定条文に既に規定されているものはその条文で取り扱うこととする。<br/>           以上のその他要求事項に関する保安規定の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.8 保安規定及び2次文書他の文書体系における記載内容の整理について</b><br/>           以上の保安規定に記載すべき事項及び下部規定に記載すべき事項については、2.2 及び 2.3 に従い計画する。また、保安規定に紐づく社内文書体系については、「第 1-1 図 規定文書体系（柏崎刈羽原子力発電所）（例）」に示すとおりである。</p> | <p><b>3.2.2.5 有毒ガス発生時の対応体制について</b><br/>           前項と同様、保安規定の添付書類に、災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる運用として、原子炉設置(変更)許可申請書に規定された運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。<br/>           以上の有毒ガスに関する保安規定の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.6 火災、内部溢水、その他自然災害及び有毒ガスの教育について</b><br/>           各災害発生時の教育については、原子炉設置(変更)許可申請書において実施することを定めているものについて、保安規定の添付書類に定め、計画する。<br/>           この教育について、これら災害の特徴、基本的な対応の考え方及び手順等、全所員に関わる事項の内容については、教育の対象者を全所員とし保安教育に位置づけて実施する。また、中央制御室への煙侵入阻止のための教育など、運転操作の一貫である個別技能にかかるものについては、個別に教育対象者を定め火災に係る条文の教育と位置づけて実施する場合がある。<br/>           また、この保安規定に基づく教育の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.7 火山影響等発生時の教育について</b><br/>           火山影響等発生時の教育については、原子炉設置(変更)許可申請書において実施することを定めているもの並びに原子炉施設の保全のための活動に係るものについて、保安規定の添付書類に定め、計画する。<br/>           この教育について、災害の特徴、基本的な対応の考え方及び手順等、全所員に関わる事項の内容については、教育の対象者を全所員とし保安教育に位置づけて実施する。また、原子炉施設の保全のための活動に係るものについては、個別に教育対象者を定め火山影響等発生時に係る条文の教育と位置づけて実施する。<br/>           また、この保安規定に基づく教育の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.8 その他要求事項（誤操作防止等）について</b><br/>           その他の要求事項についても、原子炉施設の保安のために必要な対応であることから、災害発生時において、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる運用として、原子炉設置（変更）許可申請書に規定された運用すべき活動計画を記載するとともに、その活動に必要となる資機材を管理することを規定する。ただし、従来の保安規定条文に既に規定されているものはその条文で取り扱うこととする。<br/>           以上のその他要求事項に関する保安規定の記載を踏まえて、2次文書に実施すべき事項を規定することとする。</p> <p><b>3.2.2.9 保安規定及び2次文書他の文書体系における記載内容の整理について</b><br/>           以上の保安規定に記載すべき事項及び下部規定に記載すべき事項については、2.2 及び 2.3 に従い計画する。また、保安規定に紐づく社内文書体系については、「第 1-1 図 規定文書体系（柏崎刈羽原子力発電所）（例）」に示すとおりである。</p> | 法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）<br><br>法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）<br><br>記載の適正化（冒頭で定義しているため発電用を削除） |

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

| BWR 基本方針 改定 3 (令和元年 8 月)  | BWR 基本方針 改定 4 (令和 4 年 月)   | 備考  |
|---|--|---|
| <p>【記載例】</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 ○○GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等及び自然災害等対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置※<sup>2</sup>に関すること<br/> (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること<br/> (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること<br/> (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること<br/> (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、○○GMに報告する。○○GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各GMは、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> | <p>【記載例】</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条</p> <p>(中略)</p> <p>[7号炉]</p> <p>防災安全GMは、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置※<sup>2</sup>に関すること<br/> (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること<br/> (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること<br/> (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること<br/> (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> | <p>記載の適正化（記載例の保安規定を更新）</p> <p>※記載例については、柏崎刈羽の条文を反映しているのみであることから、次頁以降の記載については省略する。</p> |

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

| BWR 基本方針 改定 3（令和元年 8 月）   | BWR 基本方針 改定 4（令和 4 年 月）  | 備考  |
|---|--|---|
| <p>【記載例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">           規制要求事項、原子炉設置（変更）許可申請書の記載内容を踏まえ『火災、内部溢水、火山現象、地震、竜巻及び津波』について保安規定に記載すべき事項を添付 2 に整理し記載する。         </div> <p style="margin-top: 20px;">添付 2 火災、内部溢水、火山影響等及び自然災害等対応に係る実施基準</p> | <p>【記載例】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">           規制要求事項、原子炉設置（変更）許可申請書の記載内容を踏まえ『火災、内部溢水、火山現象、<b>その他自然災害（地震、竜巻、津波等）及び有毒ガス</b>』について保安規定に記載すべき事項を添付 2 に整理し記載する。         </div> <p style="margin-top: 20px;">添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> | 記載の適正化（その他自然災害等における積雪運用の記載の適正化）<br>法令改正の反映（有毒ガス防護に対する保安規定に係る要求事項を反映）<br>記載の適正化（記載例の保安規定を更新）<br><b>※記載例については、柏崎刈羽の条文を反映しているのみであることから、次頁以降の記載については省略する。</b> |